

報道関係者 各位

以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 被処分者等

被処分者	処分の種類 及び程度	処分理由
北九州市立中学校（小倉南区） 教諭（男性・57歳）	懲戒処分 戒告	体罰

2 処分年月日 令和2年4月17日（金）

3 事案の概要 男性教諭は、令和元年12月13日（金）16時から17時までの間頃に、担任する学級（当時1学年）の帰りの会を終える際、生徒らに対し、翌月の学校行事について話合いをし、自分が戻ってその結果を確認した後に下校するよう指示して、教室を離れた。ところが、教室に戻ると、4名の男子生徒が下校しようとして教室を出ていたため、まだ校舎内にいたところを連れ戻し、指導を続けているうちに感情的になり、平手で頭を1回ずつたたいた。生徒らに、けがはなかった。

なお、男性教諭は、体罰により、平成8年に行政措置を、平成17年に戒告の懲戒処分を受けている。

（問合せ先）

教育委員会教職員部

服務争訟担当課長 上野

電話 093-582-2372